

特定認定再生医療等委員会 議事録

1. 開催回数

第 11 回（再審議）

2. 委員会名

北青山 D クリニック 特定認定再生医療等委員会（再審議）

3. 開催日時

2026 年 6 月 2 日（火）13 時 30 分～14 時

4. 開催場所

北青山 D.CLINIC オンライン環境

5. 出席委員

専門分野	氏名	出欠（出○欠×）
分子生物学	松田 浩一	○
分子生物学	池田 祐一	×
再生医療	増子 貴宣	×
再生医療	松井 千裕	○
臨床医	藤城 光弘	○
臨床医	福澤 見菜子	×
臨床医	阿保 義久	×
細胞培養加工	石塚 保行	○
細胞培養加工	張 紅	×
細胞培養加工	吹田 博章	×
法律	垣鏑 公良	○
生命倫理	松下 訓	○
生物統計	小出 大介	○
一般	阪倉 良孝	○
一般	末次 萌	○

6. 委員会成立要件の確認および審査成立要件の確認

本委員会の開催にあたっては、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」に基づき、必要な専門分野の委員の出席を確認し、開催要件を満たしていることを確認した。

6.1. 成立要件（省令第 63 条）

6.1.1. 5 名以上の委員が出席していること

9 名（松田 浩一 委員、松井 千裕 委員、藤城 光弘 委員、石塚 保行 委員、垣鏑 公

良 委員、松下 訓 委員、小出 大介 委員、阪倉 良孝 委員、末次 萌 委員)

6.1.2. 男性・女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること

男性：7名（松田 浩一 委員、藤城 光弘 委員、石塚 保行 委員、垣鏑 公良 委員、
松下 訓 委員、小出 大介 委員、阪倉 良孝 委員）

女性：2名（松井 千裕 委員、末次 萌 委員）

6.1.3. 次の区分の委員がそれぞれ1名以上出席していること

イ) 第四十四条第一項第二号（再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者）に掲げる者

1名（松井 千裕 委員）

ロ) 第四十四条第一項第四号（審査等業務の対象となる再生医療等の提供において用いられる特定細胞加工物等の製造に関する識見を有する者）に掲げる者

1名（石塚 保行 委員）

ハ) 第四十四条第一項第五号（医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家）又は同項第六号（生命倫理に関する識見を有する者）に掲げる者

2名（垣鏑 公良 委員、松下 訓 委員）

ニ) 第四十四条第一項第八号（第一号から前号までに掲げる者以外の一般の立場の者）に掲げる者

2名（阪倉 良孝 委員、末次 萌 委員）

6.1.4. 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。

9名中7名（松田 浩一 委員、松井 千裕 委員、垣鏑 公良 委員、松下 訓 委員、小出 大介 委員、阪倉 良孝 委員、末次 萌 委員）

6.1.5. 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。

委員会設置者（阿保 義久 委員）と同一医療機関に所属する医師（藤城 光弘 委員）を除く8名（松田 浩一 委員、松井 千裕 委員、石塚 保行 委員、垣鏑 公良 委員、松下 訓 委員、小出 大介 委員、阪倉 良孝 委員、末次 萌 委員）

6.2. 除外要件（省令第 65 条）

次に掲げる認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員は、審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

6.2.1. 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者

（①）、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者（②）

- ① 該当者なし
- ② 該当者なし

6.2.2. 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者

（①）、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師又は実施責任者と同一の医療機関の診療科に属する者（②）又は過去一年以内に多施設で実施される共同研究（臨床研究法第二条第二項に規定する特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。）を実施していた者（③）

- ① 該当者なし
- ② 該当者なし（藤城 光弘 委員は実施責任者（阿保 義久 委員）と同一の医療機関に属するものの、所属する診療科が異なる（阿保 義久 委員は血管外科および腫瘍外科、藤城 光弘 委員は消化器内科）ため非該当とした。）
- ③ 該当者なし

6.2.3. 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画に関する役務の提供を行った者

（①）又は当該者と密接な関係にある者（②）

- ① 該当者なし
- ② 該当者なし

6.2.4. 前三号に掲げる者のほか、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者（①）、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師若しくは実施責任者（②）又は審査等業務の対象となる再生医療等に関与する特定細胞加工物等製造事業者若しくは医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者と密接な関係を有している者であって、当該審査等業務に参加することが適切でない者（③）

- ① 該当者なし
- ② 該当者なし
- ③ 該当者なし

したがって、本委員会における審査等業務の有資格者は計 9 名（松田 浩一 委員、松井 千裕 委員、藤城 光弘 委員、石塚 保行 委員、垣鏑 公良 委員、松下 訓 委員、小出 大介 委員、阪倉 良孝 委員、末次 萌 委員）となった。

7. 審議事項

7-1. 再審議にあたっての報告の省略

(1) 審議内容

2026 年 5 月 16 日に開催された第 11 回北青山 D クリニック 特定認定再生医療等委員会（以下、前回委員会）において、省令第 65 条に該当する委員が審議に参加しており、厚生局より再審議の要請があった。そのため、要件を満たす委員で再度審議を行う。

本審議は前回委員会における「7-2. 届出済再生医療等提供計画に基づく各治療の定期報告」および「7-3. 治療提供計画の変更届に関する審議」の再審議であり、報告内容自体に変更はない。そのため、当該提供計画の実施責任者からの報告は省略する。

(2) 主な意見および質疑応答

各委員より意見を聴取したところ、出席委員全員より意見・質疑なしの旨が述べられた。

(3) 採決結果

- ・ 審議対象：再審議にあたって、「7-2. 届出済再生医療等提供計画に基づく各治療の定期報告」および「7-3. 治療提供計画の変更届に関する審議」の報告は省略する。
- ・ 利害関係の有無：藤城 光弘 委員、石塚 保行 委員は利害関係を有することが確認された。他委員には利害関係がないことが確認された。
- ・ 承認数：9/9（有資格委員による全会一致）
- ・ 否認数：0
- ・ 結論：報告の省略は承認された。

7-2. 届出済再生医療等提供計画に基づく各治療の定期報告

(1) 対象となる再生医療等提供計画名称

以下の 23 件（①～②③）について報告および審議が実施された。

- ① 慢性疼痛症に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（経血管的投与）
- ② 慢性疼痛症に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（局所投与）
- ③ 動脈硬化症に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（経血管的投与）

- ④ 動脈硬化症に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（局所投与）
- ⑤ 認知機能障害に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療
- ⑥ スポーツ外傷、加齢等による運動器障害に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（経血管的投与）
- ⑦ スポーツ外傷、加齢等による運動器障害に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（局所投与）
- ⑧ 神経変性疾患に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（髄腔内投与）
- ⑨ 神経変性疾患に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（経血管投与）
- ⑩ 心不全に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療
- ⑪ 慢性肺疾患に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療
- ⑫ 慢性腎臓病（CKD）に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療
- ⑬ 肝硬変、肝線維症等の肝機能障害に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療
- ⑭ 加齢による身体的生理的機能低下に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（経血管的投与）
- ⑮ 加齢による身体的生理的機能低下に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（局所投与）
- ⑯ 炎症性腸疾患に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（経血管的投与）
- ⑰ 炎症性腸疾患に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（局所投与）
- ⑱ 糖尿病に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療
- ⑲ 不妊症に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（経血管的投与）
- ⑳ 不妊症に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（局所投与）
- ㉑ 脱毛症に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（経血管的投与）
- ㉒ 脱毛症に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療（局所投与）
- ㉓ 動脈瘤に対する自家脂肪由来間葉系幹細胞を用いた治療

※ 尚、治療提供計画の報告対象期間が、⑭～㉓に関しては報告期間が満了していない（⑭は2025年5月31日～2026年5月30日、⑮⑯⑰は2025年6月7日～2026年6月6日、⑱～㉓は2025年6月16日～2026年6月15日）が、これらの提供計画の安全性と妥当性の評価については、前回までの定期報告と同様に本委員会の審議を基本として報告する。本委員会以降、対象期間内に問題となる事象が発生した場合は改めて委員会を開催し審議を行い、審議対象の事象が発生しない場合はその旨を各委員に周知し略儀的に（電子的通達により）追加審議が行われることとなった。

(2) 審議内容

「7-1. 再審議にあたっての報告の省略」にて、前回委員会と報告内容に変更がないため、改めての報告を省略する旨が提案され、出席委員全員の下承が得られたため、報告は省略

する。詳細は第 11 回北青山 D クリニック特定認定再生医療等委員会議事録を参照。

(3) 主な意見および質疑応答

各委員より意見を聴取したところ、出席委員全員より意見・質疑なしの旨が述べられた。

(4) 採決結果

- ・ 審議対象：①～②③の再生医療等提供状況定期報告について審議を行った。
 - ・ 利害関係の有無：藤城 光弘 委員、石塚 保行 委員は利害関係を有することが確認された。他委員には利害関係がないことが確認された。
 - ・ 承認数：9/9（有資格委員による全会一致）
 - ・ 否認数：0
 - ・ 結論：定期報告内容は承認された。意見書を発行することとした。
 - ・ 評価書：本審議において、当委員会は技術専門員に評価書の提出を求めなかった。
-

7-3. 治療提供計画の変更届に関する審議

(1) 審議内容

「7-1. 再審議にあたっての報告の省略」にて、前回委員会と報告内容に変更がないため、改めての報告を省略する旨が提案され、出席委員全員の下承が得られたため、報告は省略する。詳細は第 11 回北青山 D クリニック特定認定再生医療等委員会議事録を参照。

(2) 主な意見および質疑応答

各委員より意見を聴取したところ、出席委員全員より意見・質疑なしの旨が述べられた。

(3) 採決結果

- ・ 審議対象：対象となる全ての再生医療等提供計画等への追加および変更について審議を行った。
 - ・ 利害関係の有無：藤城 光弘 委員、石塚 保行 委員は利害関係を有することが確認された。他委員には利害関係がないことが確認された。
 - ・ 承認数：9/9（有資格委員による全会一致）
 - ・ 否認数：0
 - ・ 結論：変更内容は承認された。意見書を発行することとした。
 - ・ 評価書：本審議において当委員会は技術専門員に評価書の提出を求めなかった。
-

8. 議事録作成者・確認者

区分	氏名	所属	確認日
議事録作成者	田中 結人	北青山 D.CLINIC	2026 年 6 月 2 日
議事録確認者	池田 祐一	北青山 D クリニック 特定認定再生医療等委員会	2026 年 6 月 2 日